

FPオフィス Life & Financial Clinic (LFC)

■ 2023年は、家計金融資産の「進化」の年



(東京都・国分寺：令和4年12月撮影)

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年(2022年)を振り返ると、新型コロナウイルスの感染症の収束が見えない中、ロシアのウクライナ侵略に端を発した世界的なエネルギー不足とインフレによる経済の混乱など、私たちの生活と家計に大きな影響を及ぼした1年でした。社会全体に不安が広がる中、私たちLFCの夢や希望の実現のため、あるいは不安や困りごとの解決のため、「お客さまと一緒に考え、共に歩むパートナー」としての役割の重要性を改めて感じているところです。

さらに、現政権において「資産所得倍増プラン」が示されました。我が国の家計金融資産2,000兆円の半分以上が預貯金で運用されており、投資環境が進んでいる米国では過去20年間で家計の金融資産が3.4倍、英国で2.3倍に増加したのに対し、日本は僅かに1.4倍に留まっています。このような背景から、中間層を中心に家計金融資産の「貯蓄から投資」へを強力に後押し、①投資経験者の倍増、②投資の倍増、③長期的に資産運用収入の倍増

を目標に掲げています。具体的な方向性として7つの柱が示されています。

- ①NISAの抜本的拡充や恒久化(本レターのP.2参照)
- ②加入年齢の引下げなどiDeCo制度の改革
- ③中立なアドバイスができる仕組みの創設
- ④雇用者に対する資産形成の強化
- ⑤金融経済教育の充実
- ⑥世界に開かれた国際金融センターの実現
- ⑦顧客本位の業務運営の確保

これまで、「貯蓄から投資へ」は、iDeCoやNISA制度創設の度に何度か、叫ばれてきましたが、実現することができませんでした。令和5年度税制改正大綱で新NISA制度案が示されましたが、個人的には貯蓄から投資を後押しするに足る抜本的な改正と評価していません。後は、私たち家計での行動変容にかかってきます。そのためにLFCができることとして、金融経済教育に関する情報発信、投資に関する中立アドバイザー制度への準備、そして、LFCの強みである、未来設計図(ライフ&マネープラン)に基づく、資産形成のための計画づくり支援等、より良いサービスの提供のため、日々昇進して参ります。令和5年度は、withコロナを常態としつつ、昨年にも増して様々な場面で新しい動きが出てくると思います。LFCも常に進化を目指します。

令和5年度も、どうぞよろしくお願い申し上げます。

FPオフィス Life & Financial Clinic
ファイナンシャル・プランナー

平野 泰嗣 平野 直子

■ ジェンダーギャップ大きい日本、幸福度は女性の方が高い!?

前号(2022年真夏号)で、世界幸福度ランキングで日本は54位という統計をご紹介しました。その後、幸福度に関する統計をいろいろ調べていると、興味深いデータを見つけました。

主観的な幸福度を調査した国際比較として、世界価値観調査があります。幸福度を「非常に幸せ」+「やや幸せ」の割合で表わしたものです。日本の幸福度は、88.3(2017-20年)で79カ国中36位と、半分よりやや下の水準です。ちなみに1位はベトナムで幸福度は97.3でほぼ100%の人は幸せと感じているのには驚きです。日本の幸福度を男女別に見ると、女性91.5に対し男性84.2で、女性の方

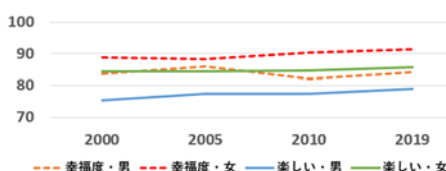
が幸福度は高いという結果でした。皆さんは、この結果を聞いてどのように感じられたでしょうか。

男女平等に関する国際的な指標としてGGI ジェンダー・ギャップ指数があります。世界経済フォーラムが、経済、政治、教育、健康の4つの分野における男女平等を評価し、スコア化しています。0が完全不平等、1が完全平等として表されます。日本の値は0.65で117カ国中116位という低位の結果でした。

ジェンダーギャップの大きい日本であるのに女性の方が幸福度が高いのは意外です。日本のGGIを見ると、教育と健康はほぼ1で、経済参画(管理

職の割合など)0.564、政治参画(国会議員の男女比)0.061が日本のGGIを押し下げているので、実生活における幸福度とGGIは関係なさそうです。幸福の要素は何でしょうか? 幸福度の推移と相関性の高いデータを探してみると、博報堂生活総研「生活定点」調査の「生活の楽しさ」とほぼ一致しました。女性の方が男性よりも生活の中で楽しみを見つкерるのが上手なので、幸福を感じやすいのかもしれない。

幸福度と生活の楽しさ(男女別)



◆お届けする内容◆

・2023年は、家計金融資産の「進化」の年

・ジェンダーギャップ大きい日本、幸福度は女性の方が高い!?

・NISA制度が抜本的拡充と恒久化、家計金融資産は貯蓄から投資へ

・2023年暮らし改正カレンダー

・相続時精算課税制度の使い勝手向上、年110万円の基礎控除創設。

・金利上昇!? どうする住宅ローン、固定vs変動

・2022年下半年のLFCの活動報告





大幅に改善された!? 新NISA制度は現行の制度とどう違う?

■NISA制度が抜本的拡充と恒久化、家計金融資産は貯蓄から投資へ

令和5年度税制改正大綱において、2024年以降のNISA制度の抜本的拡充・恒久化の方針が示されました。今後の家計における資産形成に大きな影響を及ぼす改正なので、しっかり準備をしておきたいところです。

通常、株式や投資信託などの金融商品に投資をした場合、これらを売却して得た利益や受け取った配当に対して約20%の税金がかかります。NISAは、「NISA口座(非課税口座)」内で、毎年一定金額の範囲内で購入した金融商品から得られる利益が非課税になる制度です。

【現行のNISA制度】(2023年まで)

現行のNISA制度では、一般NISA(年120万円・5年間・上限600万円)と、つみたてNISA(年40万円・20年間・上限800万円のいずれかを選択する制度です。 ※ジュニアNISAは、2023年末廃止予定。

【改正案の新・NISA制度】(2024年以降)

	つみたて投資枠	成長投資枠
年間投資枠	120万円	240万円
非課税保有期間	無期限化	無期限化
非課税保有限額(総枠)	1,800万円	
口座開設期間	恒久化	恒久化
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等

改正案の新NISA制度では、当年間年枠がつみたて投資枠120万円、成長投資枠240万円で大幅に拡大し、更に併用可能となり年間最大360万円

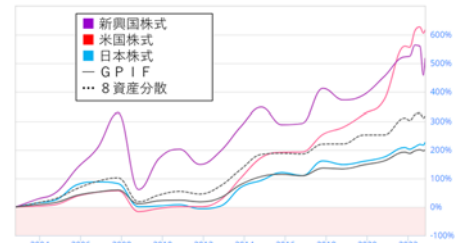
の非課税投資が可能になります。また、非課税保有期間が無期限化されることとなります。これまでの一般NISAが5年間の保有期限を考慮しなければならず、長期投資に向かないとされていました。今回の改正で、成長投資枠で個別株式を5年以上長期保有をしても非課税になります。

非課税保有期間の無期限化にともない、新たに非課税保有限額が設けられました。限度額は総枠1,800万円で、内枠として成長投資枠1,200万円です。つみたて投資枠だけで1,800万円使うことも可能です。この非課税保有限額は、簿価残高方式が採用されるため、非課税口座で購入した投資信託を売却した場合、再利用することも可能です。夫婦で合計すると3,600万円の非課税枠となるので、一般的な家庭でこの制度をフル活用した場合、株式や投資信託への投資から得られる利益には、ほぼ税金がかからないと言えるでしょう。NISA口座のデメリットとして、通常の証券投資は、損益通算(利益と損失を相殺)ができませんが、NISA口座はできないことが挙げられます。しかし、今回の改正で、NISA口座に十分な投資枠が設けられたことで、NISAを中心に投資をする場合は、NISA口座自体、非課税なので、そもそも損益通算する必要もなくなるので、デメリットにはなりにくいと考えます。

なお、現行のNISA制度を利用している人は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置が適用されます(新NISAへのロールオーバーは不可)。

投資には、リスクが伴うので、なかなか第一歩を踏み切れないという人もいらっしゃるかもしれませんが、あくまでも過去の統計上の話ですが、20年間投資をした場合、米国株式は6倍、新興国株式は5倍、日本株式は2倍になっています。20年間の間にリーマンショック、東日本大震災、コロナショック等さまざまな出来事がありました。そろそろ本気で、貯蓄から投資へのシフトを実行しても良いのではないかと思います。長期的なスパンで投資をする、しないで家計の資産形成に大きな差が出てきます。2024年には、公的年金の財政検証に合わせ、iDeCoの見直し(限度額引上げ・期限延長等)も検討されます。今後の動向に注目しましょう

過去20年間の資産価値の増加率



関東大震災から100年、家庭内での防災対策でレジリエンスを高めよう!



■2023年暮らし改正カレンダー

2023年に予定されている暮らしに関わりのある出来事や制度改正をカレンダーにまとめてみました。特にポイントとなる項目について解説します。

【2023年暮らし改正カレンダー】

1月	●車検証電子化と電子車検証のデータ読み取り
4月	●「子ども家庭庁」が開庁 ●改正民法施行(相続関係規定等) ●育児休業取得状況の公表の義務化 ●絵とデジタル払い解禁 ●中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率引き上げ ●自転車の乗車用ヘルメット着用努力義務化 ●自動運転「レベル4」解禁 ●日銀黒田総裁の任期満了(4.8) ●相続土地国庫帰属法施行(4.27)
5月	●G7サミット広島で開催(5.19-21)
6月	●消費者契約法改正(事業者の解約料の説明、契約に関する情報提供など努力義務の拡充)
9月	●関東大震災から100年(9.1)
10月	●「インボイス制度」導入開始

2023年の制度改正関係を並べてみると、昨年度の公的年金や健康保険等の社会保障分野の改正が落ち着いたため、家計に直接的な影響を及ぼす改正は少ないようです。

●「子ども家庭庁」開庁(4.1)

子どもが自立した個人として等しく健やかに成長することのできる社会の実現に向けて子ども家庭

庁が設置されます。注目された令和5年度の予算案として4.8兆円が計上。出産家庭に対する10万円の給付も子ども家庭庁の主管になります。子どもと家庭の福祉・保健、子どもの権利擁護の一元化など、子どもと子育て世帯の視点に立った政策が望まれます。

●相続土地国庫帰属法が施行(4.17)

相続した土地について、「遠くに住んでいて利用する予定がない」、「管理が必要だけど負担が大きい」といった理由で、土地を手放したいニーズが高まっています。このような土地が将来「所有者不明土地」となるのを予防するため、相続又は遺贈によって土地の所有権を取得した相続人が、一定の要件を満たした場合に、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする「相続土地国庫帰属制度」が創設されます。なお、本制度については、暮らしと資産のコンシェルジュ通信・2021年真夏号で取り上げていますので、HPのバックナンバーよりご参照ください。

●関東大震災から100年(9.1)

「災害は忘れた頃にやってくる」とはよく言われています。阪神・淡路大震災から28年、東日本震災から12年、それ以降も熊本地震などまだ記憶

に新しいところです。気象庁では、2017年11月1日より「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始し、南海トラフ地震への備えを呼び掛けています。また、昨年(2022年)12月16日より、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の運用が始まりました。同地域では、M7.0以上の地震が発生した場合、周辺で巨大地震が発生する傾向があることから、1週間程度、すぐに避難ができるように準備を住民に呼びかけるものです。具体的には、

- ①地震にかかるハザードマップを再確認
- ②安全な避難場所・避難経路を再確認
- ③家族との連絡手段・集合場所を再確認
- ④非常持出品を就寝時も持ち出せるよう準備
- ⑤緊急情報を取得できる通信機の音量を上げる
- ⑥すぐに逃げられる服装で就寝
- ⑦水や食料の備蓄を確認する
- ⑧携帯ラジオやスマホ、予備バッテリーを確認

2023年の9月1日は、関東大震災からちょうど100年の節目の日です。コロナ感染がようやく落ち着きを見せ始めていますが、今年のテーマは、自然災害への備えとして、家庭内の防災対策を見直し、レジリエンスを高めましょう。



2023年度税制改正大綱、生前贈与の贈与税・相続税に影響



■ 相続時精算課税の使い勝手の向上、年110万円の基礎控除創設

2022年12月16日に政府与党による令和5年度税制改正大綱がとりまとめられました。平成31年度の税制改正大綱以来、「資産移転時期の選択により中立的な税制の構築」について、議論されてきましたが、今回の税制改正大綱では具体的な改正案として方向性が示されました。

■ 贈与税の暦年課税と相続時精算課税制度

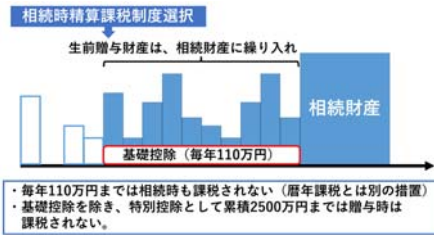
現行の生前贈与に対する課税は、基礎控除110万円を超えた部分について累進課税となる暦年課税制度と相続時にまとめて相続税として課税するという趣旨の相続時精算課税制度の選択制となっています。

	暦年課税制度		相続時精算課税制度
	特例贈与	一般贈与	
贈与者	直系尊属	誰でも可	60歳以上の者
受贈者	18歳以上	誰でも可	18歳以上の子又は孫
届出	不要	不要	必要
控除額	基礎控除：毎年110万円		特別控除：累計2,500万円
税率	累進課税（10～55%）		一律20%
少額贈与	110万円以下は申告不要		少額でも申告が必要
贈与者の相続時	相続開始3年以内の贈与財産を相続財産に加算		相続時精算課税制度を適用した全ての贈与財産を相続財産に加算

● 相続時精算課税制度の使い勝手向上

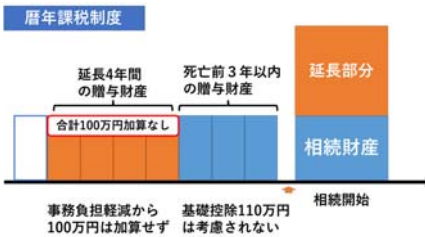
相続時精算課税制度は、2003年度に次世代への資産移転と有効活用を通じた経済社会活性化を目的に導入された制度です。ところが、制度を選択すると、毎年、少額であっても贈与税の申告が必要であったり、生前贈与のような基礎控除はなく節税効果はないことから、利用が低水準でした。そこで、事務負担の軽減と生前贈与と制度とのバランスを図るため、生前贈与

と同様、基礎控除110万円の制度が創設されることとなりました。



● 相続開始前の生前贈与の加算期間の延長

現行、相続開始前3年以内に受けた贈与は相続財産に加算することになっています。暦年課税においても、資産移転の時期に対する中立性を高めていく観点から、相続財産に加算する期間を7年に延長されることになりました。なお、延長された4年間について事務管理負担を勘案し、加算財産から100万円が控除されます。



■ 暦年贈与と相続時精算課税制度の選択

ここ数年、資産移転の時期に対する中立性に

ついて議論されてきました。暦年課税と相続時精算課税が併存されたことにより、抜本的な見直しには至りませんでした。相続時精算課税制度において暦年課税制度と同等の基礎控除が創設されたのは画期的です。暦年課税制度と異なり、相続開始前7年間についても基礎控除110万円の効果が得られるので、一般的なご家庭であれば、相続時精算課税制度を選択するケースが多くなるのではないかと思います。

一方、暦年課税制度は、多額の財産を保有して、相続税率が55%の適用を受けることが予想され、贈与税20%払ったとしても相続税を軽減できるといった対応の資産家は、引き続き活用していくことになると考えられます。このような節税目的の財産移転は税負担の公平性を欠くことから、相続財産に組み戻す期間が設けられているのです。今回は、その期間が3年から7年に延長されましたが、今後は、さらに10年、そして採取的には相続時精算課税制度に一本化するという道筋を個人的には予想しています。

■ 贈与の記録をしっかり

暦年課税、相続時精算課税制度のいずれを選択した場合でも、贈与の時期や金額は、相続税を計算する際に重要な情報となります。相続発生まで長年に渡って贈与の記録を管理するのは家庭内の事務負担となりますが、所得税の確定申告と同様、贈与税申告についても毎年の家庭内の恒例行事になるのではないかと思います。

日銀、金融緩和修正で金利上昇のシグナルが明確に

■ 金利上昇!?!、どうする住宅ローン 固定vs変動

昨年12月20日開催の日銀の金融政策決定会合で、従来0.25%程度としてきた長期金利の変動許容幅を0.5%に拡大し、大規模緩和を修正する方針決定を受け、債券市場が反応し、長期金利が上昇しました。金利上昇のシグナルが明確になりつつある中、住宅ローンを抱える家庭もこれから住宅購入を検討している家庭も住宅ローンの金利動向について気になることでしょう。最近、ご相談が多いのは固定金利と変動金利の選択についてです。将来の金利を予測することは不可能なので、損得勘定は済済するまで誰もわからないというのが正直なところです。ただ、金利変動を想定したシミュレーションを行うことで変動金利と固定金利を比較することは可能です。

今回は、1000万円を35年間、元利均等返済で住宅ローンを組むことを想定して固定金利・変動金利を4つのパターンで比較してみました。

- ローン1: 変動0.4%~5年毎に0.5%上昇
- ローン2: 固定1.65% (2022年12月水準)
- ローン3: 変動0.4%~毎年0.5%上昇、+3%上

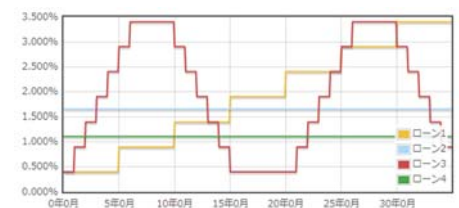
昇で4年据え置き、その後、毎年0.5%減少し、0.4%で6年据え置きを繰り返す。

■ ローン4: 固定1.1% (過去最低2019年秋)

現在の35年固定1.65%と5年ごとに0.5%金利上昇し最大3.4%になる変動を比較すると、変動金利の方が約60万円総支払額は少なくなります。金利上昇3%でも変動金利の方が有利なのは意外な結果かもしれませんが、実際の金利の変動は、もっと短期間に上昇、下降を繰り返すものでローン3のパターンの方が実際に近いかもしれません。ローン2とローン3を比較すると、今度は固定金利を選択した方が約50万円有利という結果です。住宅ローンの変動金利は、金融政策や景気を踏まえて決められる短期プライムレートに連動しますが、金融機関どうしの住宅ローン獲得競争があるので、短期プライムレートが上昇しても住宅ローンの変動金利は低く抑えられる可能性もあるの

で、ローン3の条件設定よりは、変動が緩やかになることも十分考えられます。

変動の方が損得勘定で有利になる可能性がやや高いと個人的には思いますが、固定と変動の選択はリスクヘッジと捉え、家計収支に余裕はある世帯は変動でもOK、あまり余裕がない世帯では固定を選択した方が良いと思います。住宅購入を検討する際のシミュレーションでは、少なくとも固定金利を前提とすることをお勧めします。



	■ ローン1	■ ローン2	■ ローン3	■ ローン4
総返済額	1,257万円	1,317万円	1,368万円	1,207万円
(利息支払額)	(257万円)	(317万円)	(368万円)	(207万円)
当初返済額 (月)	25,519円	31,358円	25,519円	28,744円
最大返済額 (月)	32,827円	-	39,172円	-

LFC京橋オフィス、東京駅八重洲南口からのアクセスが便利になりました！



●東京ミッドタウン八重洲・開業



●余はく2022年秋号「ペット共生の住まいづくり」・平野直子



●AllAbout NEWS「犬を飼うとどのくらいのお金がかかる？」・平野直子



●箱根・駒ヶ岳



●箱根・大涌谷

●昭和記念公園・しっぽフェスタ



●近所の公園

早く旅行に連れてって欲しいワン！

■2022年下半期のLFCの活動報告

2022年の下半期は、大リーグの大谷選手、サッカーワールドカップ日本代表の活躍などスポーツで盛り上がる中、行動制限も解除され、コロナ前に戻りつつあるのを感じます。

●ビジネス

大学での講義を2020年以来、オンラインで行っていましたが、今年から対面の授業が復活しました。2年ぶりに学生と直接会うと気持ちも少し返ります。課題提出をGoogleフォームで行うなど、オンラインの良いところは残しつつ、授業運営の効率化が随分進みました。LFCも今年からは、通常モードにシフトする予定ですが、コロナ禍に取り入れたオンライン&デジタルを活かしつつ、さらに良いサービスを提供していきたいと思えます。

昨秋にLFC京橋オフィスを開設してちょうど10年となりました。東京ミッドタウン八重洲の完成で、東京駅八重洲南口から八重洲地下街を経由し、ミッドタウンのエレベータで地上に出て京橋オフィスまで徒歩1、2分位となりアクセスが非常に便利になりました。ぜひ、オフィスへお立ち寄りください。また、今年は、平野泰嗣、直子ともに新しい分野にビジ

ネス展開をするため、新しいホームページの準備を進めています。次号では具体的に案内できると思いますので乞うご期待。

●プライベート

全国的な旅行支援やイベント開催の再開などコロナ前の状態に戻りつつあります。我が家でも感染対策をしっかりしながら、近所の公園に出かけたり、小旅行やペットイベントに参加したりしました。

自宅から中央道・圏央道を経由して車で2時間弱で行ける箱根の芦ノ湖を中心に周遊してきました。GOTOトラベル前の10月初旬の平日でしたが、箱根神社や大涌谷、仙石原など観光名所はどれも賑わっていました。昨年の春には、中国・四国周遊同、車での大旅行をしてみても、ペット連れでも以前に比べて旅行がしやすくなったので、今年も別の方面への旅行を企画しようと思っています。

昨年のビジネス、プライベートの写真を並べてみると圧倒的にペット率が高いことに気づきました。もちろん、普段の相談業務やセミナーもしっかり頑張ります。

あなたらしい“幸せな人生”を送ること。それが私たちの願いです。

FPオフィス Life & Financial Clinic

〒104-0031
東京都中央区京橋 1-3-2
モリイテビル4F オフィス平野
電話：03-6820-2213
メール：info@mylifeplan.net

発行・編集 平野 泰嗣・平野 直子



Webサイトもご覧ください
<https://www.mylifeplan.net>



●顧問FP (38,500円/1年間)

【いつでも相談できるあなたのFP】

お客様の生活状況に合わせて、いつでも相談できる「顧問FP」として、お客様とライフプラン、ファイナンシャルプランを共有し、その実現をサポートします。

★未来設計図(ライフ&マネープラン)作成★ HPより、お問合せください。



●総合資産管理サービス(110,000円~/年)

【家計財産簿と資産総合分析】

ファミリーミッション実現のために戦略的な事業承継・円滑な財産移転等を提案。総合資産管理の視点でポートフォリオ分析、保障分析、相続分析を行います。

★家計財産簿、診断レポート付★ HPより、お問合せください。



●相続、資産と経営の相談

人・企業の“夢・想い”をカタチに！

「暮らしと経営の資産コンシェルジュ」
～平野経営法務事務所～

- ・老後の暮らし
- ・遺言と相続
- ・プライベートバンキング (PB)
- ・経営サポート



暮らしと経営の資産コンシェルジュ
平野経営法務事務所
Hirano Management & Legal Office
人・企業の“夢・想い”をカタチに！

<https://www.family-concierge.net>